

仕 様 書

1. 目的

現在、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「本広域連合」という。）では、パソコンで文書等作成事務を行う環境（以下「内部事務環境」という。）とインターネットで検索等を行う環境（以下「インターネット環境」という。）が物理的に分離されている。内部事務環境は自席に配置されている端末で作業を行っているが、インターネット環境は執務室内に6台設置されている端末を交代で利用している状況であるため、送付されたメールの確認やインターネットでの検索は、自席を離れる必要があり、また台数に限りがあるため順番待ちが生じる場合もある。

また、本広域連合内で稼働している財務会計システムのサポートが令和9年をもって終了となる。

以上の理由から、財務会計システムの更新とともに仮想ホストの更新を行い、ウイルス対策サーバを含むADサーバ2台と内部事務系の共有ファイルサーバを更新する。また、併せて内部事務環境とインターネット環境の端末を各職員の自席に設置するとともにソフトウェアを含む業務環境の整備を行い、情報漏洩のリスクを抑えながら、事務の効率化を図ることを目的とする。

2. 基本事項

（1）財務会計システム

- ① 現在、本広域連合で導入している地方自治体内部情報システムパッケージ「e-Activestaff Ver. 3.0（内田洋行）」をバージョンアップしたもの（Ver. 4.0）を導入すること。
- ② 導入サーバへのセキュリティ対策を講ずること。セキュリティパッチ適用の頻度については、パッチの重要性等を考慮のうえ、本広域連合との協議により決定する。
- ③ システムはオンプレミス型とすること。
- ④ 財務会計システムは、内部事務環境端末にインストールすること。

（2）内部事務環境・インターネット環境

- ① 現行と同様、内部事務環境とインターネット環境とはネットワークを物理的に分離すること。
- ② 内部事務環境とインターネット環境の分離について、総務省の示す情報セキュリティポリシーを満たすものとなるように構築を行うこと。
- ③ 内部事務環境とインターネット環境は物理的分離をしたまま、切替スイッチにより同一のモニター・キーボード・マウスで利用できるような環境を構築すること。

3. 事業内容

ア. 事業名称

京都府後期高齢者医療広域連合 内部事務環境整備

イ. 調達機器

調達する機器は別紙「更新機器明細書」に示すものと同等以上のスペックを有するものとし、次の事項について確認し、納品すること。

- ① 数量について、内部事務系端末：33 台、インターネット系端末：33 台とする。内部事務環境とインターネット環境は物理的分離をしたまま、切替スイッチにより同一のモニター・キーボード・マウスで利用できるよう、周辺機器一式を含むこと。
なお、切替スイッチについて、内部事務環境系端末とインターネット系端末の 2 台を切り替えることのできるものを 13 個、内部事務環境系端末、インターネット系端末および標準システム系端末（本広域連合既設端末であり本案件では調達無し。）の 3 台を切り替えることのできるものを 20 個調達すること。
また、インターネット系端末については各クライアントにエンドポイントセキュリティとして、標準の Windows Defender 以外のウイルス対策ソフトを別途インストールし、その費用についても含めること。
- ② 周辺機器について、モニターのサイズは 23 型以上かつ 24 型以下で液晶部分の昇降調整機能を有すること。マウスおよびキーボードは無線機能を有し、USB ドングル等で切替スイッチに接続して利用できるものすること。
- ③ 機器の選定については、別紙「更新機器明細書」を参考に提案すること。
- ④ 現行のサーバラックの使用状況は別紙「サーバラック現状」の通り。現行機器の撤去（2027 年 5 月）までの間、一次設置場所として当広域連合に既設の「サンワサプライ CP-SVN2410MGY」を利用する。現行機器撤去後は、本件において導入した機器が現行サーバラックに搭載された状態にすること。
- ⑤ その他運用上必要とされるものは、本仕様書に記載がなくても用意すること。

ウ. 作業要件

- ① ハードウェア及びソフトウェアに加えて、機器の搬入設置および旧機器の撤去、システム設定、ラック搭載にかかる費用や各種調整に関する全ての費用を契約額に含めること。また、梱包材等については、受託者が引き取ること。なお旧機器の廃棄にかかる費用は含む必要はない。
- ② 以下のとおり更新された機器への財務会計システムのデータ、内部事務系共有ディスク、ドメイン、ウイルス対策サーバ、現行のライセンス等の移行作業およびサーバのシステム設定等に必要な作業についても費用に含めるものとする。なお既設業者の作業等が必要な場合は、必要に応じて既設業者に確認を行うこと。
仮想ホストサーバ①（Hyper-V）、及び以下の仮想マシンの構築・移行
 - ・ドメインサーバ 2 号機
 - ・ウイルス対策サーバ
(TRSL Trend Micro ウイルスバスター コーポレートエディション Plus)
 - ・内部事務系 PC 用共有サーバ

仮想ホストサーバ② (Hyper-V)、及び以下の仮想マシンの構築・移行

- ・ドメインサーバ1号機
- ・財務会計サーバ

バックアップ用共有サーバ

- ・本調達に含まれるバックアップソフトを利用してバックアップの設定を実施すること

無停電電源装置

- ・停電時に仮想ホストサーバ①、②、仮想マシン、バックアップ用共有サーバが正常に停止できるよう設定を実施すること
- ・なお、設定内容は基本現在の設定を踏襲すること

内部事務系端末・インターネット系端末

- ・OSの開封、基本設定、ドメイン参加その他業務を行うために必要となる構築作業

- ③ 本事業にて更新を行う内部事務系端末とその他付属品の動作に必要な電源タップ、および新設のインターネット系端末 33 台の設置に伴うハブ、LAN ケーブルとその敷設にかかる費用も見積に含めること。

なお新規導入機器の設置予定図および現在の LAN ケーブル配線図は別紙資料を参照すること。

4. 納入期限・納入場所

納入期限：令和9年（2027年） 2月28日まで

納入場所：京都府後期高齢者医療広域連合内

機器の搬入方法および日程等は契約後に調整する。

5. リース期間

リース期間は、令和9年3月1日から令和14年2月29日までとする。

なお、リース期間満了日をもって、物件の所有権は京都府後期高齢者医療広域連合に移転するものとする。

6. 支払方法

リース料は月額とし、業務完了報告書の提出により実施する検査に合格後、毎月末を締日として発行される請求書に基づき支払うものとする。

7. 納品成果物

納品成果物として次の図書、資料を作成すること。

- ・機器管理および運用に関する取扱説明書 1部
- ・その他必要と認める関連図書および資料 1部
- ・業務完了報告書

以 上

仕 様 書

事業名称

京都府後期高齢者医療広域連合 内部事務環境運用保守業務

保守業務基本事項

- 1 電話やメール、FAX等によるQ&A対応
- 2 ハードウェア障害等によるシステム及びデータ復旧支援作業

履行期間・履行場所

履行期間：令和9年3月1日から令和14年2月29日まで（60か月）

履行場所：京都府後期高齢者医療広域連合

保守内容

ハードウェア保守

- (1)保守対象：OS（サーバ、端末）、AD/DNS、ウィルス対策、バックアップ対策、電源管理対策
- (2)対象機器：内部事務環境整備事業 納品機器一式
（「別紙【更新機器明細書】内部事務環境整備」を参照すること）
- (3)保守内容：下記状況が発生した場合の対処
 - ・ドメイン(内部事務系)に関する相談及び軽微な設定変更
 - ・業務の利用に影響が出るほど、OSが不安定になった時
 - ・何らかの原因でウィルス対策が正常に動作しなくなった時
 - ・何らかの原因でバックアップ対策が正常に動作しなくなった時
 - ・バックアップからのデータ復旧支援
 - ・何らかの原因で電源管理対策が正常に動作しなくなった時
 - ・ハードウェア障害によりOSから復旧作業が必要となった時
 - ・年に一回は訪問時にサーバの定期点検保守(上記項目に関連するシステム環境)を実施

ソフトウェア保守

- (1)保守対象：財務会計システム
- (2)保守内容：下記内容について対応
 - ・ソフトウェアの使用に関する相談・問合せ
 - ・ソフトウェア修正版の提供
 - ・決算統計制度改正対応

保守作業の時間帯

保守作業の時間帯は基本的には平日（土、日、祝日を除く）の９：００～１７：００とする。

但し、緊急を要するもの、或いは業務の都合等、上記時間帯以外の対応が必要な場合は双方の協議によるものとする。

以上

更新機器明細書

No.	品名	要件	構成例	数量
1	仮想ホストサーバ①	ホストOS: Windows Server 2025 StandardOS: Windows Server 2025 Standard ゲストOS: Windows Server 2025 StandardOS: Windows Server 2025 Standard CPU: Xeon 6507P プロセッサ(3.50GHz、8コア、48MB)×1と同等以上の性能を有すること メモリ: 32GB (32GB×1) と同等以上の性能を有すること HDD: 実3.0TB: 600GB/10krpm/SAS x7 (RAID5+hotspare) LAN: 1000BASE-T×5 (1+4) 内蔵装置: DVD-ROM 【その他】 ラックマウントタイプであること Hyper-Vインストール 仮想用NICはチームング 電源の冗長化あり (900W×2) 5年間のハードウェア保守、ソフトウェアサポートを付帯 (仮想化環境にも対応したものであること) 年に1度以上のBIOS、ファームウェアアップデートを含む定期点検保守を付帯 仮想サーバ: 2台 ①ドメインサーバ2号機兼ウイルス対策サーバ: 2コア 8GB 300GB ②内部事務系PC用共有ディスク: 2コア 8GB 1.8TB	PRIMERGY RX2530 M8 1 PRIMERGY RX2530 M8 ラックベースユニット (2.5インチ HDD/SSD×8) 2 Windows Server 2025 Standard(16コア) インストール 3 Xeon 6507P プロセッサ(3.50GHz、8コア、48MB)×1 4 インディペンデントモード設定サービス 5 メモリ-32GB (32GB 6400 RDIMM×1) 6 RAID設定サービス (RAID5+Hotspare) 7 SASアレイコントローラカード (PRAID EP640i) (8port/4GB/SAS 12Gbps) 8 内蔵2.5インチSAS HDD-600GB (10krpm) 9 内蔵DVD-ROMユニット 10 USB-SATAケーブル (ODD接続用) 11 ポート拡張オプション (1000BASE-T×4) 12 セキュリティチップ 13 電源ユニット (900W) 14 電源ケーブル (AC100V対応/3m) 15 ServerView Suite DVD (Tools) & ドキュメント 16 ラックレールキット 17 SupportDeskバック BIOS/ファームウェアアップデート・定期点検プラス PRIMERGY 5年 ラックサーバ 18 SupportDesk Standard (Windows Server Standard仮想化対応) 5年	1 1 1 1 1 1 1 7 1 1 1 2 2 1 1 1 1

更新機器明細書

No.	品名	要件	構成例	数量
2	仮想ホストサーバ②	ホストOS: Windows Server 2025 Standard ゲストOS: Windows Server 2025 Standard CPU: Xeon 6505P プロセッサ(2.20GHz、12コア、48MB)×1と同等以上の性能を有すること メモリ: 64GB(16GB×4)と同等以上の性能を有すること HDD: 実1.8TB: 600GB/10krpm/SAS x5(RAID5+hotspare) LAN: 1000BASE-T×5(1+4) 内蔵装置: DVD-ROM 【その他】 ラックマウントタイプであること Hyper-Vインストール 仮想用NICはチーミング 電源の冗長化あり(900W×2) Device CAL・SQL Serverバンドルの必要数量を見積に含めること 5年間のハードウェア保守、ソフトウェアサポートを付帯 (仮想化環境にも対応したものであること) 年に1度以上のBIOS、ファームウェアアップデートを含む定期点検保守を付帯 仮想サーバ: 2台 ①ドメインサーバ1号機: 2コア 8GB 300GB ②財務会計サーバ: 6コア 24GB 900GB	PRIMERGY RX2530 M8 1 PRIMERGY RX2530 M8 ラックベースユニット (2.5インチ HDD/SSD×8) 2 Windows Server 2025 Standard(16コア) インストール 3 Xeon 6505P プロセッサ(2.20GHz、12コア、48MB)×1 4 インディペンデントモード設定サービス 5 メモリ-16GB(16GB 6400 RDIMM×1) 6 RAID設定サービス(RAID5+Hotspare) 7 SASアレイコントローラカード(PRAID EP640i)(8port/4GB/SAS 12Gbps) 8 内蔵2.5インチSAS HDD-600GB(10krpm) 9 内蔵DVD-ROMユニット 10 USB-SATAケーブル(ODD接続用) 11 ポート拡張オプション(1000BASE-T×4) 12 セキュリティチップ 13 電源ユニット(900W) 14 電源ケーブル(AC100V対応/3m) 15 ServerView Suite DVD(Tools) & ドキュメント 16 ラックレールキット 17 Windows Server 2025 1 Device CAL 18 Windows Server 2025 10 Device CAL 19 Microsoft SQL Server 2025 Standard (4コア) バンドル 20 Microsoft SQL Server 2025 Standard Additional License (2コア) バンドル 21 SupportDesk/バック BIOS/ファームウェアアップデート・定期点検プラス PRIMERGY 5年 ラックサーバ 22 SupportDesk Standard(Windows Server Standard仮想化対応)5年	1 1 1 1 4 1 1 5 1 1 1 2 2 1 1 3 3 1 1 1

更新機器明細書

No.	品名	要件	構成例	数量
3	ノートパソコン (INT系)	形状：ノートパソコン OS：Windows11 Pro CPU：インテル Core Ultra 5 125Uと同等以上の性能を有すること メモリ：16GBと同等以上の性能を有すること SSD：暗号化機能付フラッシュメモリ (DRAM-less SSD/PCIe NVMe) 256GB キーボード：日本語アイソレーションキーボード (84キー、JIS配列標準) 通信：LAN (1000BASE-T)+802.11ax無線LAN+Bluetooth 液晶：14.0型WUXGA&Webカメラ (顔認証対応)/マイク USB Type-A×2、USB Type-C ×1 外部ディスプレイ表示：USB (Type-C)、HDMI マウス：なし ディスクドライブ：なし 5年間のハードウェア保守を含めること WindowsDefender以外のエンドポイントウイルス対策ソフトを含めること Microsoft Office Home & Business 2024を含めること	LIFEBOOK U9415/A	
			1 LIFEBOOK U9415/A	33
			2 メモリ変更8GB→16GB (オンボード16GB/LPDDR5X SDRAM)	33
			3 リカバリデータディスク+ドライバズディスク追加	33
			4 Microsoft Office Home & Business 2024追加	33
			5 SupportDesk/バック Standard パソコン 5年	33
			6 ウイルスバスタービジネスセキュリティサービス (5年間)	33
4	デスクトップパソコン (事務系)	形状：デスクトップ (省スペースタイプのもの) OS：Windows11 Pro CPU：Core (TM) i5-14400Tと同等以上の性能を有すること メモリ：16GBと同等以上の性能を有すること SSD：暗号化機能付フラッシュメモリ (DRAM-less SSD/PCIe NVMe) 256GB 通信：LAN (1000BASE-T) USB Type-A×5、USB Type-C ×1 外部ディスプレイ表示：HDMI、DisplayPort ディスクドライブ：なし 5年間のハードウェア保守を含めること Office LTSC Standard 2024 CSPを含めること	ESPRIMO G6015/A	
			1 ESPRIMO G6015/A 国際エネルギースター対応モデル	33
			2 CPU変更Core (TM) i3-14100T→Core (TM) i5-14400T	33
			3 メモリ変更8GB (8GBx1)→16GB (16GBx1/DDR5 SO-DIMM)	33
			4 リカバリデータディスク+ドライバズディスク追加 (Windows11 Pro 64bit版)	33
			5 Office LTSC Standard 2024 CSP	33
			6 SupportDesk/バック Standard パソコン 5年	33

更新機器明細書

No.	品名	要件	構成例	数量
5	バックアップ用共有ディスク	仮想ホスト2台バックアップ用NAS ラックマウントタイプであること RAID5 1000BASE-T／100BASE-TX／10BASE-T USB 2.0/3.0 実6TB (2TB×4本 RAID5) KVMスイッチ接続用のケーブルを含めること 5年間訪問保守サポートを含めること バックアップ用ソフトを含めること	1 Windows Server IoT 2025 for Storage Workgroup 4ドライブラックマウント法人向けNAS LAN DISK (HDL4-Z25WATBUシリーズ) 8TB	1
			2 HDMI-VGA変換アダプタ (HDMI Aオス-VGAメス)	1
			3 ISS-NHI-PR 訪問安心保守 (空営業日オンサイト) 5年間	1
			4 Arcserve UDP 10 Advanced Edition - Socket	2
6	無停電電源装置	ラックマウントタイプであること 停電時に自動でシャットダウンができる機能を有していること 1500VA以上であること 5年間保守サポートを含めること なお、バッテリー交換費用は含まない	1 高機能無停電電源装置 (Smart-UPS SMT 1500RMJ)	2
			2 ネットワークマネジメントカード	2
			3 SupportDeskバック Standard PRIMERGY 周辺機 5年 UPS	2
			4 PowerChute Network Shutdown for Virtualization v5.2	2
			5 PowerChute Network Shutdown for Windows & Linux v5.2	1

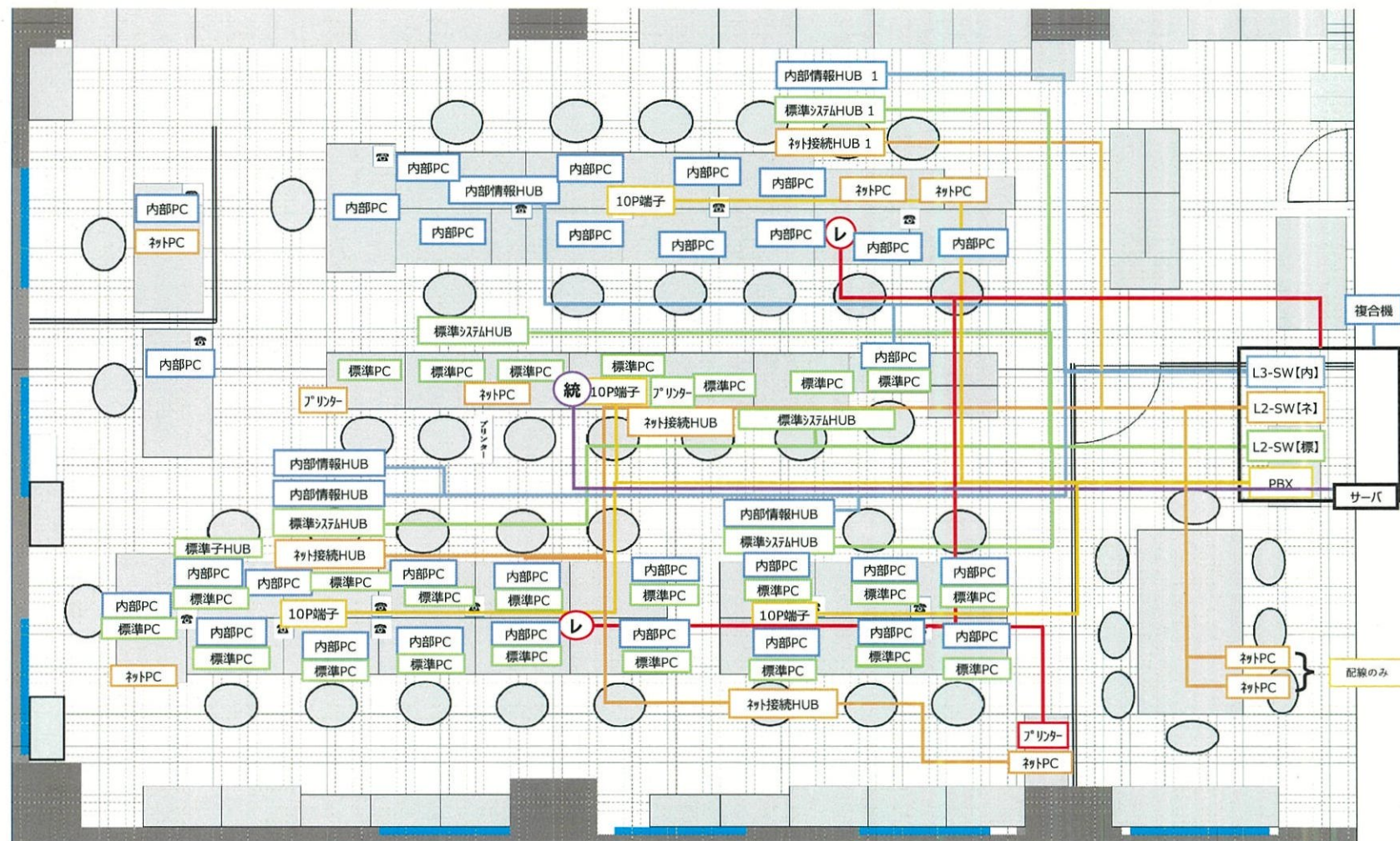
更新機器明細書

No.	品名	要件	構成例	数量
7	その他			
	ディスプレイ	端末接続用ディスプレイ 23型以上、24型以下であること 最大表示解像度：1920×1080 映像入力端子：HDMI×1、DisplayPort×1 高さ調整機能あり ディスプレイにかかる5年訪問保守サポートを含めること	1 LCD-D242SA-F 2 液晶ディスプレイ オンサイト保守パック 5年	33 33
	マウス	マウス 参考製品と同等以上の機能を有していること	1 BSMBW310BK	33
	キーボード	キーボード テンキー有 参考製品と同等以上の機能を有していること	1 BSKBW130BK	33
	パソコン切替器	パソコン切替器 参考製品と同等以上の機能を有していること HDMIパソコン切替器（エミュレーション非搭載・手元スイッチ付き）(2:1)	1 SW-KVM2WHUUS	13
	パソコン切替器	パソコン切替器 3台以上のパソコンを接続して切り替えができること。 参考製品と同等以上の機能を有していること（接続可能端末数については上記の要件を満たしていること） HDMI対応パソコン自動切替器	1 SW-KVM4HHG	20

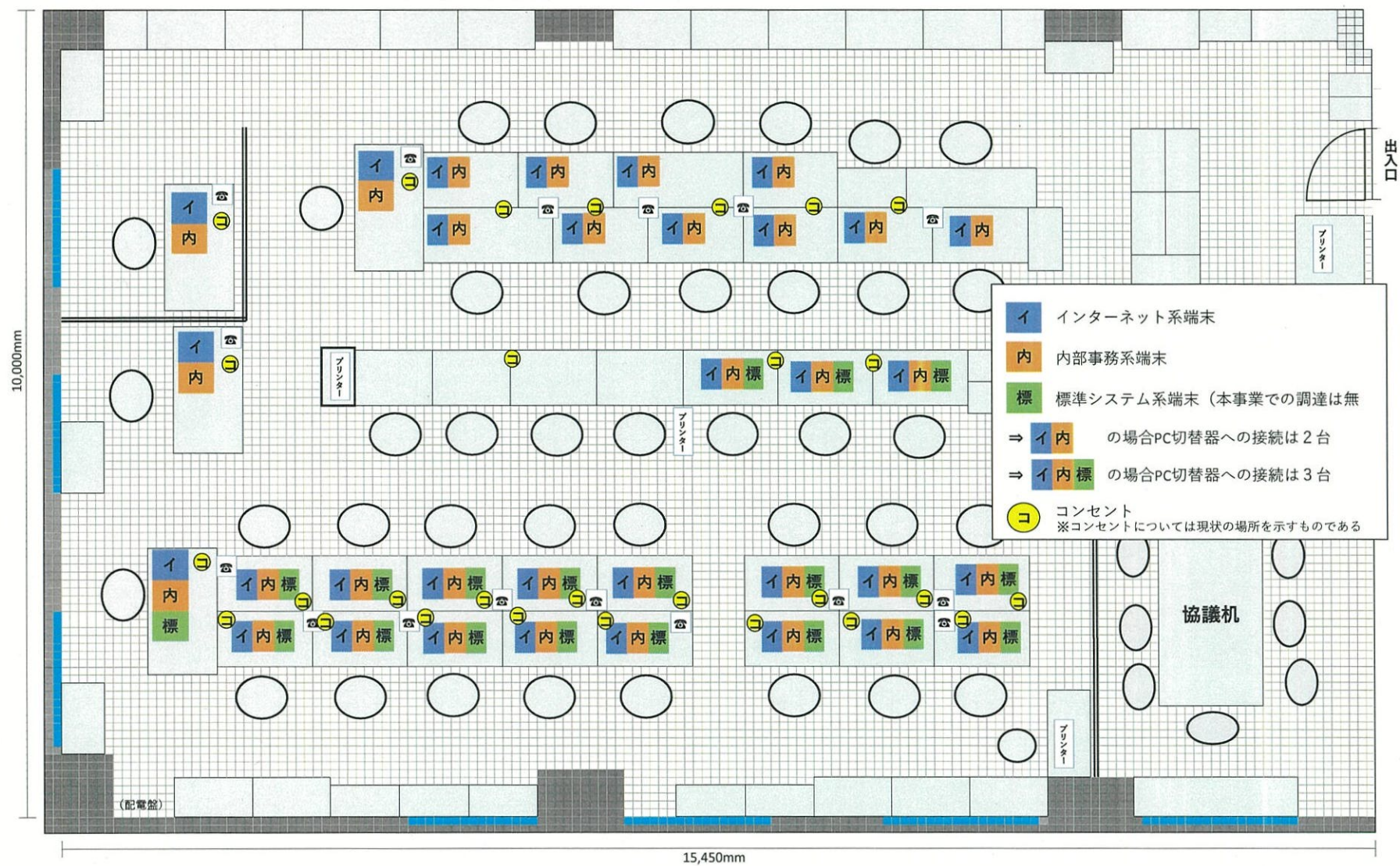
更新機器明細書

No.	品名	要件	構成例	数量
	サーバ備品	サーバ備品として必要なもの	1 17型TFTカラーLCD	1
			2 小型キーボード(105キー/USB)	1
			3 USBマウス(光学式)	1
			4 アナログKVMスイッチ(8ポート)	1
			5 電源ケーブル(AC100V対応/3m)	1
			6 KVMアダプターケーブル(USB)	3
			7 ツイストペアケーブル、3 m、青、カテゴリ 5 e	11
			8 ツイストペアケーブル、3 m、紫、カテゴリ 5 e	2
			9 ツイストペアケーブル、3 m、赤、カテゴリ 5 e	3
			10 Giga対応スイッチングハブ 24ポート	1
8	サーバ適用 関係作業費	LAN工事費用(電源タップ、HUB、LANケーブルを含むこと)、 現調作業一式、移設 運搬費用	1 LAN工事一式	1
			2 現調作業一式	1
			3 移設運搬	1

京都府後期高齢者医療広域連合 配線図



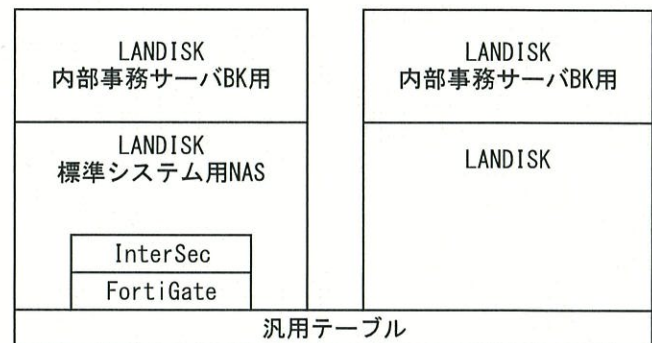
京都府後期高齢者医療広域連合 機器設置予定図



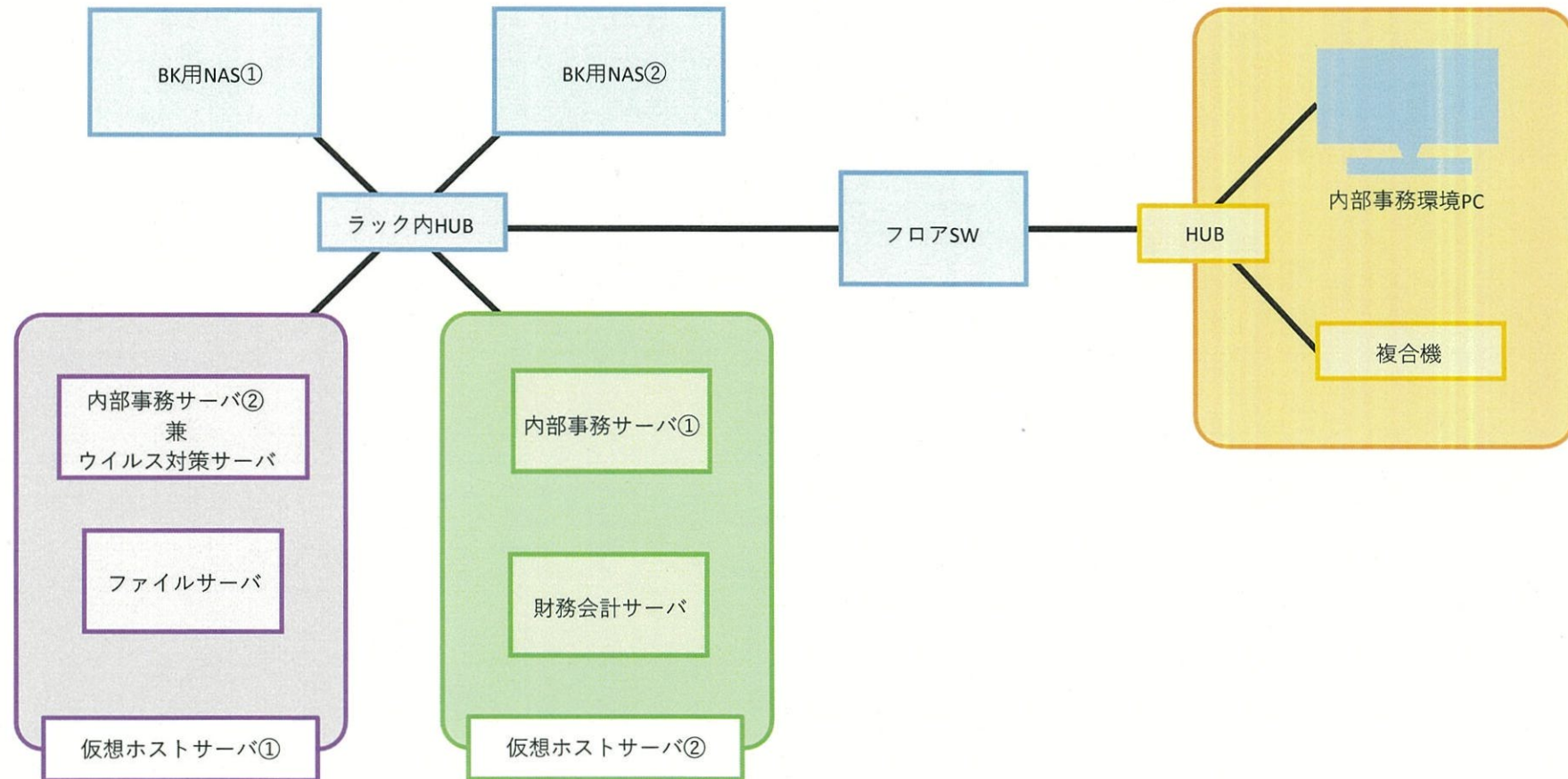
サーバーラック現状

サーバーラック（NEC製）

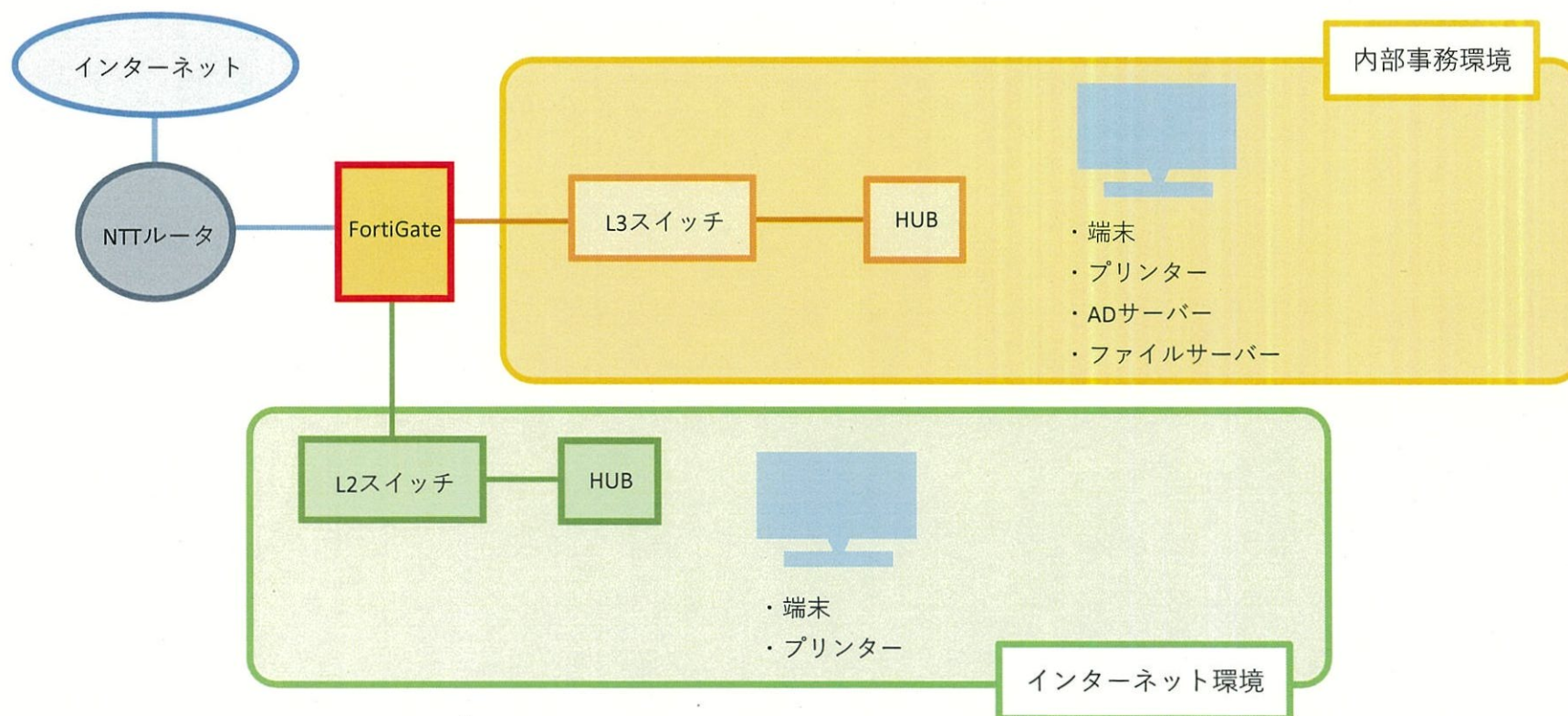
44	支線接続ルータ①
	支線接続ルータ②
	支線接続スイッチ①
	支線接続スイッチ②
40	FW
	空き
	Cisco L3スイッチ
	Cisco L2スイッチ
	汎用テーブル（可動式）
35	HUB
	空き
	空き
	KWKJL201 #1
30	KWKJL201 #2
25	
	空き
20	キーボード・ディスプレイ・マウス
	空き
	番号連携ルータ
	空き
15	仮想ホストサーバ1号機
	仮想ホストサーバ2号機
10	汎用テーブル（可動式） ONU類配置
	内部事務サーバ用UPS②
	空き
5	UPS
	内部事務サーバ用UPS①
1	空き



京都府後期高齢者医療広域連合 内部事務環境 構成



京都府後期高齢者医療広域連合 インターネット環境 構成



リ ー ス 契 約 書

京都府後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の条項により乙所有の機器類に関し、次のとおりリース契約を締結する。

件名 京都府後期高齢者医療広域連合内部事務環境整備及び内部事務環境運用保守業務

(リース契約の趣旨)

第1条 本契約は、甲が使用する第2条第1号に定める物件(以下「物件」という)を、甲乙間でリースする条件を定めるものとする。

(契約の条件)

第2条 本契約の条件は、次の各号に定めるほか、次条以下に定めるとおりとする。

- (1) 物件の明細： 別紙仕様書のとおり
- (2) リース料： 月額： 円(うち消費税額 円)
- (3) 据付場所： 別途指示による
- (4) 履行期間： 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで
- (5) 契約保証金：
- (6) 保守の内容： 別紙仕様書のとおり
- (7) 保守の受付時間： 別紙仕様書のとおり

(契約の履行)

第3条 乙は、前条第2号に掲げるリース料をもって、同条第4号の履行期間、標記の業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 乙は、標記の業務の細部に係る事項については、甲の指示を受けるものとする。
- 3 乙は、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(保守)

第4条 乙は、物件が常に良好な運転状況を保つものとし、必要に応じて点検調査及び整備を行うものとする。

- 2 前項の規定による点検調査及び整備の内容その他保守の内容については、別紙仕様書により補完する。

(修理等)

第5条 乙は、物件の故障修理は、甲からの要請を受けて速やかに行うものとする。なお、故障の内容により緊急を要する場合は、乙から甲への通知が事後になる場合があることを甲はあらかじめ承認する。

- 2 乙は、故障した物件が回復したときは、甲にその旨を速やかに通知するものとする。

(物件の所有権)

第6条 物件の所有権について、履行期間の満了日をもって甲へと移転するものとする。

(損害の賠償)

第7条 業務の履行に際し生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

2 前項の規定により損害を賠償する場合において、乙が加入している保険に補填される金額がある場合は、これを控除するものとする。

(業務完了報告及び検収)

第8条 乙は毎月の業務完了後、速やかに甲に業務完了報告書を提出する。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、10日以内に本件業務の検査を行い、過誤その他の契約不適合があったときは、直ちに乙に通知するものとする。

3 前項の検査期間内に甲から乙に通知がなされないときは、検査に合格したものとみなすものとする。

4 乙は、第2項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受ける。

5 同条第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

6 同条第3項の検査合格をもって、甲の検収は完了したものとする。

(支払い)

第9条 乙は、業務が完了し、前条の検査に合格したときは、当該検査に合格した部分に係るリース料の支払いを請求することができる。

2 甲は、乙からの適法な支払請求書を受理したときは、30日以内に乙に当該請求金額を支払わなければならない。ただし、円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による支払が遅れたときは、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による1日当たり相当金額の支払を甲に請求することができる。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

(事前協議)

第10条 甲は、業務の内容の変更又は業務の全部若しくは一部の中止をするときは、事前に乙と協議しなければならない。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、乙に対して相当の期間を定めて、当該成果物の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害

の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定に定める請求は、成果物の契約不適合の事実を知った後、1年以内に行わなければならない。

(途中解約)

第12条 甲は、業務が終了する前に、この契約を解除しようとするときは、文書により乙に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより、乙に損害を及ぼしたときは、これを賠償するものとする。

(違約金等)

第13条 乙の責めに基づく理由により業務を中止し、又は中断するときは、甲は乙に対し、違約金を請求することができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なしに契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みが明らかに認められないとき。
 - (2) 契約の締結・履行について不正行為があったとき、又は法令に違反すると認められるとき。
 - (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人になったとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (5) 前各号のほか、乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、履行期間に係るリース料総額の10分の1に相当する額を違約金として乙に請求することができる。
- 3 乙は、第1項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。
- 4 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の業務の履行があったときは、当該部分に相当する金額を支払うことができる。

(乙が暴力団員であった場合の契約の解除)

第15条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲は乙に違約金を請求することができる。その場合の金額については、前条第2項の規定を準用する。

（談合等による解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令、第62条第1項に規定する納付命令又は第64条第1項に規定する競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
 - (2) 乙が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、履行期間に係るリース料総額の10分の2に相当する金額を甲は乙に請求することができる。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分、審決、その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(義務の履行の委託の禁止等)

第17条 乙は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、甲の承認を得ている場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、本契約付属の個人情報保護に関する特記仕様書のとおり個人情報を保護しなければならない。

(合意管轄)

第19条 本契約により生じる権利義務に関係する訴訟は、京都地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(特約条項)

第20条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額または削除があった場合、第2条にかかわらず、甲は本契約を変更し、又は解除することができる。

2 乙は、甲が前項の規定により契約の変更、又は解除をしたことにより、乙に損害が生じた場合は、甲に損害の賠償を請求することができる。

(その他)

第21条 本契約に定めのない事項、又は本契約の履行につき疑義が生じた場合は、甲乙間で協議し、円満に解決を図ることとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名